

令和 8 年度第 1 回富谷市介護保険運営委員会 会議録

～ 委員会概要 ～

日 時	令和 8 年 7 月 1 0 日（金）	午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 2 5 分
場 所	富谷市役所 3 階	3 0 5 会議室
出席委員（1 4 名）	那須 正行、笠原 純子、江角 伸吾、志水 田鶴子、中谷 良子、 土井 孝博、田中 しなの、斎藤 翔、門間 とも子、鈴木 郁子、 佐藤 恵子、相澤 富子、増田 恵美子、菅原 義則	
欠席委員（3 名）	渡邊 裕志、吉村 恵理、永野 憲子	
会議に参与したる者	市長 若生 裕俊	
事務局出席者（8 名）	○保健福祉部 部長 高橋 加代、長寿福祉課長 横田 善和、同課長補佐 亀 莊一郎、 同主任主査 小野寺 いず美、同主事 熊谷 堇、 保健福祉総合支援センター所長 大谷 江里子、同技術主幹 高橋 侑美 ○市民生活部 税務課長 大和田 清徳	

渡邊委員、吉村委員、永野委員 3 名の欠席となっているが、過半数の出席により、委員会規則第 4 条の規定により委員会開催を確認。

午後 2 時 00 分

- < 開 会 > 司会進行 長寿福祉課長補佐
- < あいさつ > 富谷市介護保険運営委員会 委員長 那須 正行
- < あいさつ > 富谷市 市長 若生 裕俊（市長あいさつ後、公務により退席）

（亀補佐） なお、今後の議事進行につきましては、委員会規則第 4 条の規定に基づき、委員長が議長となり進行することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

（那須委員長） 議事を進行するにあたり、委員の皆様の活発なご意見を期待いたしますとともに、議事進行につきましてご協力をお願いいたします。

それでは早速ですが、議事にはいります。

5 点の協議事項となっております。

それでは、協議（1）令和 7 年度介護保険事業計画介護給付実績等について、説明を事務局からお願いします。

(小野寺主任主査) < 資料1 令和7年度介護保険事業計画介護給付実績等について >

(那須委員長) ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明ございました、ご意見、ご質問等ありましたら、
お願いします。

(特になし)

続きまして、協議(2) 令和7年度介護保険料調定額・収納額・収納率状況等について、事務局からお願いします。

(大和田課長) < 資料2 令和7年度介護保険料調定額・収納額・収納率状況等について >

(那須委員長) ありがとうございます。

ただいま、説明ございました、皆さんからご意見お伺いします。

(相澤委員) 不納欠損額っていうのが出てるんですけど、どのような基準で欠損にしてらっしゃるのか聞きたかったんですけど。

(大和田課長) 不納欠損額でございますが、先ほどご説明した通り、介護保険料2年で時効を迎える債権となります、滞納整理もしくは徴収業務を行っている中で、例えば、差し押さえしてしまうと、生活を窮迫させる恐れがある方であるとか、ぎりぎりの金額で生活されているような方々に関しましては、差し押さえはしませんよ、というカテゴリに置かせていただいて、2年経過しても生活が改善されないとか、そういった方々に関しましては、もう集めることができないよ、という処理をする行為が不納欠損で、市の会計上、税金からもう除外しますよっていうのが不納欠損処理ということであります。

(那須委員長) よろしいですね。

(相澤委員) はい、不納って決めること自体っていうのは、どの辺までこう調査されるんですか。
介護保険って、私の勘違いだったらごめんなさいね、保険料を納めない方は、介護保険を使えないっていうことあったと思うんですけど、それは今違うんですか。

(横田課長) 私の方からよろしいでしょうか、介護保険のサービスの利用にあたりましては、本市におきましては、介護保険料を納めてない方でも介護保険のサービスは使っております。

ですので、サービスの部分と介護保険料の料金の部分とは、ちょっと異なるような型の対応をしておりますので、富谷につきましてはそのような対応をさせていただきます。

(相澤委員) だから、今よくあるじゃないですか、筆筒貯金とかいろいろ出てきてますよね、それで、どの辺まで、結局高齢で、何ていうんでしょうかね、自分では判断できないってところもいろいろあると思うんですよね、家族の人とか身内の人とか、そういうところまでで、してらっしゃるのか、その辺がちょっと受けられないのは富谷はしてるのはいいいと思うんですけど、それをちゃんと調査してやってらっしゃるのかなってところで、不公平感があるのはちょっと私的には問題なのかなって思ったもんですから、どのような形で欠損の決定をしていくのかっていうのが知りたかった。

(大和田課長) はい、ありがとうございます、委員がおっしゃる通りですね、不公平感があるてはならないというのは、税金も料も一緒にございます。

税務課といたしましては、滞納が発生するとですね、まず、その方の年金収入であるとか、預貯金、不動産、財産と呼べるようなものについては、調査をかけます、調査をかけるんですが、その方の生活状況なども加味して、ただ財産があるから全部差し押さえするかっていうことは行っておりませんので、できる限り相談に来ていただけるような文書の催告を複数回実施するなどしてですね、できれば交渉の中で納めていただきたいというふうに、そういった調査を含めて、その結果、財産がないと税金上財産がないということで判断した場合には、先ほど申し上げた執行停止をして不納欠損するという流れで進めております。

(相澤委員) ありがとうございます。

(那須委員長) お分かりいただけたと思うんですね、その他ありますか。

それでは、協議（３）令和７年度高齢者保健福祉事業等実績及び令和８年度事業計画についての説明を事務局からお願いします。

(高橋技術主幹) < 資料3 令和7年度高齢者保健福祉事業等実績及び令和8年度事業計画について >

(那須委員長) ありがとうございました。

ただいま資料3についてご説明ありました、ご質問等ありましたらお願いします。

(斎藤委員) 福祉健康センターの斎藤ですよろしくお願いします。

5ページ目の部分になります、②番の緊急通報システム事業の部分に関してだったんですけども、報告で令和8年度4月から、協力員を必要としない警備員型のものを導入してというところで報告いただいて、増加傾向にあるというところでお話いただいてたんですけども、7年度実績で6名程度だったんですけど、今3か月経過して、どのぐらい問い合わせだったり利用に繋がってるのかっていうところをお伺いできればと思います、よろしくお願いします。

(大谷所長) 保健福祉総合支援センターの大谷です、私の方からお答えさせていただきます。

令和8年4月からですね新規の申請っていうことで、今現在9名の方にご申請をいただいております、すべて警備員型の方でご申請の方いただいているところでございます。

(斎藤委員) ありがとうございました。

(那須委員長) この緊急システムの鍵預かってるんですが、従来からの方はそのままでいいんですよね。

(大谷所長) はい、お答えいたします。

従来の協力員型の方も並行して実施しておりましたので、預かっていただく方がそのままですとすれば、継続というところで実施の方をしておりました。

(那須委員長) 今の件だったんですけども、いわゆるご近所の方が鍵を預かっていると、すぐに駆けつけられるというメリットがあります、おそらく緊急時に早めにいって、救急車を呼んで対応がすぐ取れるとは思いますが、その辺はちょっとどっちがいいのかというと、判断が分かれるところだと思います。

いずれにせよ、多くの方が利用できるようなシステムになれば一番望ましいと

思います。

(鈴木委員) 5ページ④番の元気回復ショートステイ事業対象者に対する事業利用率とあって、22%の目標で、数字が17.7%になってますが、これ私も両親を介護してるときに、とてもありがたい制度だなあと思っていたんですが、目標数に達してないっていうのは対象者が少なかったということなんですか。

結構人気があるのではと思ったんです。

(大谷所長) はい、こちらの方ですね、元気回復ショートステイ事業というのが、要介護3以上の方々に年に7日間、ショートステイのほうを利用いただき、要介護3は認知症の程度が重い方で4、5は無条件ということになります、そういった方々に、年に7日間無償で無償というか、市の助成を行うことでショートステイを利用いただけるという事業になります。

この17.7%というのは、その対象者に対しての利用率ということになりますので、まだまだ制度を利活用されていない方が多いというふうに認識しております。

こういった制度があるっていうところ、通常ですと、ケアマネージャーさんの方を通してご紹介いただいたりってことが多いかと思うんですけども、ケアマネージャーも市内の方ばかりではないので、事業所として受け持つ方は泉区だったり、他の市町村でケアマネをなさっている方々も多くございますので、そういった情報が行き届いてないってところももしかしたらあるのかなと感じております。

今年度ですね、今考えてるところとしましては、要介護認定の更新の際に、いろいろお知らせをお送りするんですが、その中に少し事業の内容について、ご紹介するようなものを差し込んで周知を図っていきたいなと考えておりました、以上でございます。

(鈴木委員) ありがとうございます。

そういうものがあるってことがすごく家族にとって希望というか、少しお休みもらえる時もあるかもしれない、というような在宅で支えている者の希望となると思いますので、ぜひ、お知らせいただければと思います、ありがとうございます。

(土井委員) 9ページ目のチームオレンジについてお聞きしたいと思うんですが、チームオレンジの目標指数が1チームだったところ全圏域に設置されて、初めて認定書の授与もされて、大きく前進しているのかなと思うところではあるんですが、このチームオレンジについては、全くその既存の団体ではなく、新たに立ち上げてチームオレ

レンジとして認定されたものなのか、それとも既存の団体さん、すでに活動されている団体さん等がこのチームオレンジ改めてこう認定されたのかというところをですね、チームオレンジそのものの活動というかそういったところも若干解説をいただきながら、その辺を教えていただければと思います、よろしくお願いします。

(大谷所長) はい、私からお答えをさせていただきます。

このチームオレンジですね、本市といたしましては、各包括支援センターの認知症地域支援推進員が中心となりまして、2024年度この第9期の計画が実行され始めたころから、チームの結成に向けて、包括の圏域ごとに作っていきましようというところで、ご支援をいただいていたところです。それぞれ3包括ですね、先日立ち上がったものに対して認定書授与をしたのですが、チームオレンジとして新たに団体として立ち上がっていただいたというものになります。

1つは、認知症があってもなくてもですね、行けるような地域の集いのマップを中心に作ってそういうマップを普及啓発する中で活動を展開していくっていうチーム。もう一つが、日頃から認知症支援を通して集まりがあったグループがありまして、そちらの方が認知症当事者の方を交えて、音楽とか劇とかそういったのを通して自分たちの活動を推進していきたいっていうところがもう1チーム、あとはもう1か所が認知症カフェを各圏域で実施しておりましたので、そこでお手伝いをいただいていた方々がまとまったところでチームオレンジというところで活動の方ですね実施していただくことになりました、以上でございます。

(土井委員) はい、ありがとうございます。

ますます重要になってこようかと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

(那須委員長) その他ございませんか。

それでは、続きまして、協議(4)令和8年度高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画についての説明を事務局からお願いします。

(横田課長) < 資料4 令和8年度高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画について >

(那須委員長) はい。

(菅原委員) 参考にお聞きしたいんですが、今の19ページ、お話がありましたけど⑤の見える化システムですね、これのスケジュールにすると、この4月から始まって7月初旬でしょうかね、この間に一応構築されるものと見てよろしいんですか。

(横田課長) はい、見える化システムの基準となるデータにつきましては、例えばすでにもう今月6月末時点のデータ出来ておりますので、そのデータについて、結局国の方の、システムの方からまた確認ができるのが、2か月3か月後になってしまいますので、そのデータをもとに皆様にお示しするのが、10月とか11月になってしまうというような流れでございますので、データ自体は富谷のデータできてるんですけども、まだ地域間の比較できるものができてないということです、そのような流れであります。

(菅原委員) それではですね、単身高齢とか高齢夫婦のみの世帯数とかってというのは、富谷としては実際には把握されてると思うんですが、ちょっと気になるのは社会福祉法改正されますよね、そこの中には身寄りのない高齢世帯とか問題もあるんですが、その辺のところまでは把握を、民生委員との関わりもあるんですが、されているんですか。

(大谷所長) はい、お答えいたします。

単身高齢者世帯並びに高齢者のみの世帯などに関しては、年度末時点で各年で把握をしております、その中でさらに頼れる身寄りの方がいるかないかというところまでの把握はしておりません、この頼れる身寄りがいない高齢者等の方っていうのが、今法律改正を国会の方で行いまして、いずれですね、全国どこにいてもある程度の基準を持って、該当の人たちには、例えば入院するときの身元保証をどうしましょうとか、そういうことの位置付けに向かって、今協議がなされているところでございまして、市としましては、国の動きを注視しているところでございます。

(菅原委員) ありがとうございました。

(相澤委員) よろしいでしょうか。

有料老人ホームと、それからサービス付き高齢者向け住宅っていうのはどのような違いがあって、あとサービス付き高齢者向け住宅って富谷にはないっていうことなんですけれども、別の市町村ではどういうふうな施設のことを言うのか、教えて

いただきたい。

(横田課長) まず、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、大きな違いというよりも、イメージ的に持ってもらいたいのが、よくアパートですかね、アパートタイプのもので、市内ですと、例えば10室それぞれ個室があるような形で有料老人ホーム住宅型なので、普通に高齢者がおひとりでそこで暮らせるような、ひとり住まいっていうんですか、イメージ的には、そういうものがあって、サービス付き高齢者住宅っていうのは名の通り、そのサービスがそこにつくという形なので、基本的にはその介護サービスを使うか使わないかで大きく分かれてきます。

住宅の種別としますと、細かくお話しするともっと複雑なんですけれども、大きなイメージからするとこの辺、ちょっと逆に言うと土井さん詳しいのかなと思うんですが、富谷市内ですと、有料老人ホーム、先ほど申しました3つお話しさせてもらったんですけども、その2つ、そのうち2つがアパートタイプのものが2つで、もう1つが明石台にあるんですけども、スプリングフォレスト明石台という、ここは57床、57名が入居できる高齢者マンションっていうようなイメージなんですかね、一概に何て言うんですか、サービス内容によって異なったりはするんですけども、よくサービス付き高齢者住宅となりますと、市内には無いんですが、大和町とか、確か大郷1か所確かあったような記憶はありますので、その型というかですね、その部分での線引きで上げてるんですが、というところですかね。

申し訳ない分かりにくくて申し訳ないんですが。

(相澤委員) 私たちも、お話聞いたけどわからないですよ、あと入居するのに、金銭的なものもあるだろうし、それから老人ホームは介護に該当する人は入れないっていうことなんですか。

(横田課長) 有料老人ホームでも住宅型の場合は介護認定受けなくても入居ができます。

まず、大前提として、介護保険の認定を受ける方が入る施設というのは、特別養護老人ホームだったりだとか、きちんと介護法にあるんですけども、有料老人ホームに関しましては基本的に自立の方でも入居はできます。

ただ、そこで複雑になるのが自立したんだけど、何かサービスが必要になったのでヘルパーさん使いたい、ということで介護認定を受けてサービスを使ってる方も中には居ますので、一概にこう1足す1が2というお話しにならなくて申し訳ないんですけども、基本的にはご自分で自立して暮らせる方が有料老人ホームで、何

かしらそのサービスが必要になってくると、そこが介護保険の適用の部分なのか、自費でサービスを受ける部分なのかによってサービス付き高齢者住宅になって、介護保険制度の中で、全て食費居住費やサービスを使うとなりますと、特別養護老人ホームってというような階段になってるというんですかね、大きな線引きはそういう中身になってございます。

(相澤委員) 今、仙台辺りにあると思うんですけども、実際に仙台辺りになると、どんな施設ありますか。

(大谷所長) サービス付き高齢者住宅はパッと出てこないんですけども、有料老人ホームだと皆さんのお住まいであれば、オアシスってご存じですか、西沢、富ヶ丘にあるんですけども、オアシスって有料老人ホームがございまして、入る時には、特に介護度って、その施設にはよるんですけど、求められずに入ってることが多いです。

ただ、その中で介護が必要になったときには、入居された時に変更することなく、一旦入った方がですね、そこで要介護5とか、最終的な看取りになるまで生涯を終えられるような施設にはなっています。

サービス付き高齢者住宅って本市には無いんですけど、賃貸なんですよ、市営住宅のような、なんていうんですかね、安否確認とか生活相談とかのサービスを入れられるような、ちょっと普通の一人暮らしよりは手厚く、見守り体制がなされるのがサービス付き高齢者住宅になるんですが、そこで介護が必要ですってなれば、外部からサービスを入れていくっていう型になります。

いずれにしても市の、例えばどこかに設置がなされる時になると、そこに入居される方が、例えば県外とか市外からいらしたときに市の保険料が、上がっていかないように、介護が必要な方に関しては住所地特例制度と言って、前の市町村がちゃんと保険料で、賄うようなことをお約束してる施設が多いかと思います。

ただ、本市にはサービス付き高齢者住宅は無いので、いずれにしても、そういう施設が必要でしょということになればどこかに設置なり誘致なりが出てくるのかなというふうに考えており、そういう方向になるのかと思います。

(相澤委員) 基本的には、何ていうか、豊かな人が入る施設になるわけですよ。

(大谷所長) そうですね、ただ料金的にも有料老人ホームって本当にピンキリでしたので、すごく高いところでサービスも充実しているところもあれば、本当に最低限のサービ

スで、そんなに特別養護老人ホームとかとは、なんて言うんですかね、大きく変わらずに、そっちよりはおそらく高いことになるんですけど、そういった型で入居ができる場所もありますので、メリットとしては要介護1とか2でも終生のものとして、例えばご自身のご自宅を処分して今入りたいわ、ってなったときに要介護3以上じゃないと、特別養護老人ホームとかは入れないので、先々のことを考えて、もう家終いをして、そういうところにお世話になっていくっていう方もいらっしゃるかと思います。

(相澤委員) ありがとうございます。

(菅原委員) 施設のほうで質問が出てる、参考資料の2 ございますね。

 ここでお聞きしたいのは、富谷市と宮城県の指定官庁の振り分けはどんなところで整備されるんですか。

(横田課長) 私の方からよろしいでしょうか。

 参考資料2の方の事業者一覧っていう部分でのお話し、61事業所指定官庁というところで、まず、事業所を立ち上げをして運営するにあたっては、指定の登録を取らなくてはいけないんですけども、その指定の登録先について、指定官庁に富谷市と書いてるのが富谷市に対して事業指定の申請をして富谷市が登録を出すという部分にあります。

 宮城県というのが、その通り宮城県の方に申請をして許認可という型で、富谷市が指定するっていうのが1番目の説明で申し上げますと、地域密着型の施設及び居宅介護支援事業、この2つにつきましては宮城県が指定ではなく、富谷市が指定になっておりますので、そこをこちらの方にまとめたものでございます。

(鈴木委員) 1ページの右側の緑では囲まれた、市町村長は地域密着型の施設等について必要定員総数を超える場合に指定をしないことができると書いてありますが、この指定をしないことができるというところ、イメージが湧かないのでちょっと教えていただきたいです。

(横田課長) はい、わかりました、イメージ的には、例えば富谷市で見込む施設の量が10だったとするならば、実際に11で申請が来た場合に、新たにプラスしてあった場合については、そこは地域密着型というのは富谷市が権限持ってますので、ここ10でもともと推計を立てて10以上はいらないと見た場合、結局それが11になって

しまいますと、給付のサービスの量が増えますし、かかるサービスの料金も上がってしまって、いわゆる市の支出が増えてしまうという型がありますので、例えば、市で見込む次の3か年については、ここまでの見込んでますよ、というのをまずボーダーラインを決めることで、まず、ここに当たるところはないと思うんですけれども、ただ、もう本市におきましては、例えばグループホームにつきましては、かなり待機状況は多く見えてるので、この辺については少し第10期に向けて、量的な部分は見なくてはいけないのかなあ、とはすごく思ってるところでございます。イメージ的にはこのようなイメージでございます。

(鈴木委員) ありがとうございます。

(那須委員長) その他ございますか、それでは、協議(5)介護保険サービスの事業開始及び廃止等についての説明を事務局からお願いします。

(小野寺主任主査) < 資料5 介護保険サービス事業開始及び廃止等について >

(那須委員長) ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明ございました、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(特になし)

(那須委員長) 最後に全体を通して、ご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

(那須委員長) その他に移ります、事務局からご説明をお願いいたします。

(亀補佐) その他といたしまして、次回、令和8年度第2回委員会については、10月2日金曜日を予定してございます。近くなりましたら通知いたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(那須委員長) それでは事務局に進行をお返しいたします、今日はご協力ありがとうございました。

(亀補佐) 委員長、円滑な進行、ありがとうございました。また、委員の皆さま、貴重なご意見等をいただきましてありがとうございました。以上で、令和8年度第1回富谷市介護保険運営委員会を終了いたします。大変お疲れ様でございました。

< 閉会 > 午後3時25分